

職場の いじめ

―発見と予防のために―

はじめに

東京都は、労働相談情報センターにおいて、職場の中で発生する様々なトラブルに関する相談に応じています。なかでも、職場のいじめ・人間関係に関連する相談は、年々増加傾向にあります。

厚生労働省も、「いじめ」問題の防止・解決に向けた環境整備や、労使を含めた国民的気運の醸成を図るため、今年6月に「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」を立ち上げました。

「職場のいじめ」は労働者の尊厳や誇りを傷つけるばかりでなく、生産性の低下や人材の流出という形で、企業経営にも大きな影響を及ぼします。「職場のいじめ」は企業の雇用管理上の重大な問題であり、その防止や対処に取り組む必要があるといえるでしょう。

本冊子は企業の方々が取り組む際の参考資料として発行するものですが、労使が何らかの対応策を講じるきっかけとなり、よりよい職場環境を築いていくための一助となれば幸いです。

平成23年11月

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

もくじ

「職場のいじめ」とは何か？…………… 4

- 1 東京都における「職場のいじめ」の定義について… 4
- 2 労働相談・調査にみる「職場のいじめ」…………… 6
 - (1)東京都の労働相談では…………… 6
 - (2)国の個別労働紛争解決制度では…………… 7
 - (3)中央労働災害防止協会
「パワー・ハラスメント実態調査」…………… 7
- 3 なぜ「職場のいじめ」が問題になってきたのか？ …… 8
- 4 裁判例から見る「職場のいじめ」の種類…………… 11
 - (1)「退職強要型」のいじめ…………… 11
 - (2)「人間関係型」のいじめ…………… 14
- 5 加害者・使用者の法的責任について…………… 17
 - (1)加害者の法的責任…………… 17
 - (2)使用者の法的責任…………… 18
 - (3)労災認定基準の拡大…………… 20

「職場のいじめ」の防止・対応…………… 24

- 1 「職場のいじめ」防止の視点…………… 24
- 2 「職場のいじめ」の影響は…………… 25
 - (1)被害者が受ける影響…………… 25
 - (2)加害者が受ける影響…………… 25
 - (3)企業が受ける影響…………… 25

3	「職場のいじめ」に対する企業の取り組みは？……………27
	(1)まず、企業自らがいじめの加害者にならないこと…27
	(2)「職場のいじめ」を防止するには……………27
4	「職場のいじめ」が実際に起こってしまったら…… 31
	(1)いじめのサイン……………31
	(2)対応するにあたって心がけること……………32
5	「職場のいじめ」への対応の流れ…………… 36
	(1)相談窓口の設置……………36
	(2)相談への対応……………37
	(3)事実確認をする際に注意すべき点……………42
	(4)事実確認に基づく判断・通知……………47
	(5)問題解決に向けて……………48
6	特別なケースへの対応など……………51
7	職場環境整備による再発防止の取り組み……………52
8	労働組合の役割……………53

参考資料 1

「上司の『いじめ』による精神障害等の業務上外の認定について」(平成20年2月6日付け 基労補発第0206001号)

参考資料 2

厚労省パンフレット

「精神障害等の労災認定について」

相談窓口のご案内……………70